



担 当	神奈川労働局労働基準部 監督課長 久富 康生 統括特別司法監督官 酒井 康之 電話045-211-7351
--------	--

神奈川労働局における司法事件処理状況について ～ 安全措置義務違反被疑事件が5割を占める～

神奈川労働局（局長 森岡 雅人）は、平成20年の司法事件処理状況（管下12労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の被疑事件として検察庁に書類送検したもの）の概要を下記のとおり取りまとめましたので発表します。

なお、平成20年度の送検事例については、当局ホームページ
<http://www.kana-rou.go.jp> に掲示しています。

記

1 送検件数は前年より減少

平成20年の送検件数は44件であり、平成19年(53件)から9件減少した。過去10年間では平成14年(39件)、平成11年(43件)に次いで3番目に少ない件数となった。(表2)

減少した要因としては、死亡労働災害の減少や「労災かくし」事案(*)の減少が上げられる。

(*)労働安全衛生法では、休業4日以上労働災害が発生した場合に様式第23号による労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出することを事業者が義務付けているが、故意に提出しない、あるいは虚偽の内容を記載した報告書を提出する行為を一般に「労災かくし」と称している。

2 件数の5割は安全措置義務違反

44件のうち、安全措置義務違反の疑いで送検したものが22件(50%)であり、過去10年間で最も高い割合を占めた。以下、「労災かくし」9件(20.5%)、賃金支払義務違反7件(15.9%)と続いている。(表1)

3 平成11年～20年の推移

全体の送検件数では、最も多いのが平成12年の63件、最も少なかったのは平成14年の39件であるが、10年間の平均では一年当たり49.2件である。

主要違反項目別に全体の送検件数に占める割合の推移を見ると、安全措置に関する違反が毎年増減があるものの平均して20件弱の水準で推移しているが、「労災かくし」に係る違反が増加傾向にある一方で、賃金支払に係る違反は減少傾向を示している。(表2)

4 今後の方針

神奈川労働局では、労働条件の確保や労働災害の防止を図るため、重大・悪質な事案に対しては厳正な態度をもって司法処分を積極的に行う方針である。

なお、本年1月から3月までの間に、賃金不払の疑いで送検した事案が増加してきており、現下の経済情勢を踏まえれば、さらに増加するおそれもあることから、神奈川労働局においては、その未然防止を図るため、迅速・的確な行政指導等を実施することとしている。

表1 平成20年の司法事件処理状況

神奈川労働局

法律別	違反条文	違反内容	送検件数
労働基準法	第24条	賃金支払義務	7
	その他	解雇予告義務等	4
労働安全衛生法	第20条、21条、30条、31条	安全等措置義務 (労働災害発生等)	22
	第100条	労災報告義務(労災かくし)	9
	その他	作業主任者選任義務等	2
合 計			44

表2 平成11年～20年の推移

神奈川労働局

年別	全送検件数	主要違反項目別内訳件数(割合%)		
		安全措置	労災かくし	賃金支払
平成11年	43	15 (34.9%)	5 (11.6%)	18 (41.9%)
平成12年	63	25 (39.7%)	4 (6.3%)	21 (33.3%)
平成13年	50	21 (42.0%)	5 (10.0%)	15 (30.0%)
平成14年	39	12 (30.7%)	2 (5.1%)	19 (48.7%)
平成15年	48	9 (17.3%)	6 (12.5%)	24 (50.0%)
平成16年	51	15 (29.4%)	12 (23.5%)	19 (37.3%)
平成17年	54	26 (48.1%)	11 (20.4%)	9 (16.7%)
平成18年	47	13 (27.7%)	8 (17.0%)	13 (27.7%)
平成19年	53	17 (32.1%)	15 (28.3%)	9 (17.0%)
平成20年	44	22 (50.0%)	9 (20.5%)	7 (16.0%)
合 計	492	175 (35.6%)	77 (15.7%)	154 (31.3%)